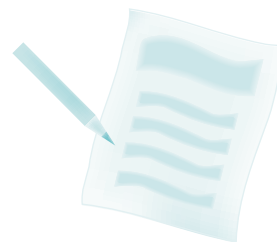


消費者力検定に チャレンジしよう!!

私達は、日々、モノを買い、使い、捨てる、料理をする、食事をする、テレビを見る、電話をかける…といった消費生活をおくっています。テレビや新聞等では、暮らしに役立つ情報を簡単に手に入れることができますが、その一方で、日々、悪質商法、食品表示偽装、製品事故など消費生活に不安を与えるニュースが飛び交っています。

消費に関する正しい知識を身に付け、消費に対する感性を磨けば、消費者被害に巻き込まれることも、必要以上に不安に思うこともなくなります。



「消費者力検定」とは？

消費生活についての正しい知識を身に付けるため、2004年からスタートした「消費者力検定」は、財団法人日本消費者協会が実施しています（公開会場は全国10ヶ所）。「消費者力」とは、“生活じょうずになるために必要な力”という意味です。

過去問にトライしてみよう!!

Q1 登録した覚えのないサイトから登録料3万円を請求するメールが届いた。このときの対処方法として適切なものを①～④から選びなさい。

- ① 無視する
- ② 覚えはないが、請求されたので支払う
- ③ 請求の根拠を問い合わせる
- ④ 個人情報の削除を条件に支払う

Q2 契約が成立しているものがいくつあるか①～④から選びなさい。

- (ア) 友人と一緒にパソコンを買いに行く約束をした。
- (イ) 市の中心部に行くために電車に乗った。
- (ウ) 大型電気店でパソコンについて店員に質問した。
- (エ) パソコンを買って送ってもらうことにしたが、まだ届いていない。

① 1つ ② 2つ ③ 3つ ④ 4つ

広告

借金や過払い金の問題などでお困りの方へ **無料法律相談** のご案内



クレジット・サラ金相談



相談料 **無料** (初回・1回 30分)

京都弁護士会館 平日(9時半～12時、13時～16時)
京都タワービル3階 平日の火曜・木曜(18時～20時半)

まずはお電話下さい!!



075-231-2378



きっとある あなたを支える 法と智慧 **京都弁護士会** 受付時間(平日 9時～12時/13時～17時)